

宮城県・仙台市の児童相談所と宮城県警察との連携強化に関する知事への報告について

県では、児童虐待の防止強化を図るため、児童相談所と県警との連携強化の一環として、今年4月から、初めて、児童相談所職員として警察官の人事交流を始めるとともに、7月5日付けで児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定を結びました。

このたび、人事交流職員（警察官）をはじめ、県警察本部及び仙台市の関係職員が村井知事に対し、児童相談所と警察との連携強化の取組について報告しますので、取材していただきますようお願いいたします。

記

1 日時

平成30年7月11日（水） 13時30分から13時50分まで

2 場所

庁議室

3 出席者

村井知事、人事交流職員（警察官）、県警察本部生活安全部長、仙台市子供未来局長、県保健福祉部長、県中央児童相談所長

4 次第

- ・職員（警察官）から村井知事へのあいさつ
- ・知事による職員督励
- ・県警察本部生活安全部長から児童虐待情報の共有に関する協定締結について報告
- ・仙台市子供未来局長から連携策の紹介等
- ・県保健福祉部長からその他の取組の紹介等

※取材の際は、人事交流職員（警察官）の氏名の公表や顔の放映は御遠慮ください。（今後の業務執行に支障を来すおそれがあるため、御協力願います。）

(参考)

(1) 中央児童相談所に配置された警察官

- ①配置目的 児童相談所と警察との相互理解や円滑な連携を促進し、警察実務の経験に基づく知見の活用により、被虐待児童の迅速・適切な安全確保の徹底を図る
- ②配置日 平成30年4月1日から
- ③配置先 宮城県中央児童相談所家庭支援班
- ④担当業務 児童虐待への初動活動や家庭への立入調査等、警察通告案件の初期対応・警察との連絡調整、臨検・搜索活動への同行等

(2) 児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定

- ①締結目的 児童虐待に関する情報（児童虐待が疑われる情報も含む。）を共有し、緊密に連携して児童虐待事案に迅速かつ的確に対応し、児童虐待の防止の強化と被虐待児童の安全の確保を図るもの。
- ②締結日 平成30年7月5日
- ③締結者 宮城県保健福祉部長、仙台市子供未来局長、宮城県警察本部生活安全部長